

令和3年度

監査報告書Ⅳ

(行政監査)

飯田市監査委員

4 飯監第 9 号  
令和 4 年 5 月 9 日

飯田市長 佐藤 健 様  
飯田市議会議長 井坪 隆 様

飯田市監査委員 戸崎 博  
飯田市監査委員 吉田 賢二  
飯田市監査委員 原 和世

### 監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、令和3年度行政監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

## 第2 監査のテーマ

地域福祉コーディネーター設置事業について

## 第3 監査の対象

監査委員の合意により、福祉課が実施する地域福祉コーディネーター設置事業を対象とした。

## 第4 監査の着眼点

- (1) 委託の目的が明確にされ、その理由に合理性があるか。
- (2) 委託先の選定と契約について
  - ① 委託先の選定方法は適切か。(競争性、公平性、透明性)
  - ② 契約方法は適正か。(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)
  - ③ 随意契約及び一者随意契約の理由は適切か。(例：継続契約、分割契約等)
- (3) 委託料の算定について
  - ① 前年度の事業実績が反映されているか。
  - ② 見積徴取の事務処理は適切か。
- (4) 契約書及び仕様書について
  - ① 契約書及び請書は適切に作成されているか。
  - ② 仕様書には必要な事項が記載されているか。
- (5) 委託業務の履行確認及び有効性について  
委託業務の履行及び完了確認は適切に行われているか。

## 第5 監査の主な実施内容

- (1) 事前に次の調書の提出を求め、事務局にて関係書類の調査照合等を行い、適宜、関係職員から説明を聴取した。
  - ① 見積書の写し
  - ② 契約書の写し
  - ③ 委託料支払いに係る請求書、負担行為書、支出命令等一連の書類の写し
  - ④ 完了届の写し、事業成果のわかるもの
  - ⑤ 事務事業進行管理表、事務事業実績評価
  - ⑥ 事業に関する会議録、交渉記録等の写し(委託先で行ったもの、出席者がわかるもの)
  - ⑦ この事業に関する部署、コーディネーター配置先等からの評価・意見・要望、それに対する3者での協議・検討・改善の記録。
  - ⑧ 事業遂行上の課題・問題点
  - ⑨ ⑧に対する今後の対策、見通し
- (2) 事業の実施状況及び事務処理状況について、監査の着眼点に鑑み、主管課に対して面接監査を実施した。

## 第6 監査の期間

令和3年12月28日から令和4年5月9日まで(面接監査は令和4年2月22日に実施)

## 第7 監査を実施した監査委員

監査を実施した監査委員は次のとおり。

令和3年12月28日から令和4年2月28日まで 戸崎 博監査委員、加藤良一監査委員  
原 和世監査委員

令和4年3月1日から令和4年5月9日まで 戸崎 博監査委員、吉田賢二監査委員  
原 和世監査委員

## 第8 監査の結果

次のとおり是正又は改善、改善の検討を要する事項があったので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

### 【監査結果件数】

対象部署名	指摘事項	指導事項	検討要望事項
福祉課	0	1	2

### 【監査結果の区分】

指摘事項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指導事項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検討要望事項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

### 【指摘事項】

なし

### 【指導事項】

- (1) 地域福祉コーディネーター設置事業業務委託契約書第5条では、委託者は受託者から委託業務の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならないとされているが、委託料の用途を含め委託の内容が適正であったかどうかの検査が十分に行われていないことを認めた。契約内容を遵守し、委託料が事業の目的どおりに支出されているか、事業が期待した成果をあげているか、十分な検査を行うこと。

### 【検討要望事項】

- (1) 市が委託先に求める事業成果（地域における福祉活動の推進、関係機関と連携した包括的な支援、地域福祉活動団体との連携、ボランティア活動の推進）を明確にし、市が求める成果目標に沿って事業が推進されているか、期待する効果をあげているかという観点に基づく実績報告を求めPDCAサイクルを回すこと。
- (2) 地域福祉コーディネーター設置事業については、地域福祉コーディネーターの業務が地域づくり、ボランティア育成、福祉教育、有償福祉サービス等と多岐にわたり複雑なため、現場のコーディネーターが自分たちで業務を構築しやすいように、主管課として期待する事項を明らかにすること。

第9 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第199条第14項の規定に基づくもの）

1 令和3年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）指導事項

指導事項	措置状況
<p>(1) 地域福祉コーディネーター設置事業業務委託契約書第5条では、委託者は受託者から委託業務の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならないとされているが、委託料の用途を含め委託の内容が適正であったかどうかの検査が十分に行われていないことを認めた。契約内容を遵守し、委託料が事業の目的どおりに支出されているか、事業が期待した成果をあげているか、十分な検査を行うこと。</p>	<p>(1) 監査結果を受け、委託業務の完了の通知を受けて検査をどのようにおこなっていたかをあらためて検証した。これまでの検査の仕方では十分ではなかったため、令和3年度の委託業務の検査から、指導をいただいた点を意識して改善していくこととした。</p> <p>委託料が目的どおり支出されているかどうかの検査は、担当係員が複数で社会福祉協議会に出向いて、支払いを証明できる帳票類を見せてもらう方法により確認することとする。社会福祉協議会に対して関係書類を見せてもらえるよう、令和3年度中に依頼をする。令和4年度からは、半期ごとにこの確認をすることとした。</p> <p>委託業務の成果についての検査は、これまでのように、毎月行われている地域福祉コーディネーター会議において担当職員が複数で事業成果を確認するほか、1年間を通しての事業成果については、福祉課長及び担当係員が社会福祉協議会地域福祉推進係と内容を確認し合う方法を継続するものの、十分なものになるように改善を図る。指標については、あらかじめ市が示した目標値とし、それに対する進捗状況を書面で報告いただきながら確認する方法で行うこととする。令和4年度からは、委託契約書に追加で盛り込む具体的な指標に対しての実績を確認する方法に改善し、十分なものになるよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(福祉課)</p>

2 令和3年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>(1) 市が委託先に求める事業成果（地域における福祉活動の推進、関係機関と連携した包括的な支援、地域福祉活動団体との連携、ボランティア活動の推進）を明確にし、市が求める成果目標に沿って事業が推進されているか、期待する効果をあげているかという観点に基づく実績報告を求めPDC Aサイクルを回すこと。</p>	<p>(1) 地域福祉事業の事業成果は、数値による評価がしづらいこともあり、これまで主に文章による表現で成果を求めてきた。成果目標に沿って事業が推進されているか、期待する効果をあげているかという観点で、より具体的な実績報告により成果が確認できるように、指標を追加して、実績報告と検査の仕組みを作っていく。その際、コーディネーター1人1人がどれくらいの成果を果たして全体として期待する効果をあげているかどうかを評価して必要な改善をしていくことができるよう、事業成果の報告方法について社会福祉協議会と協議し、令和3年度分の実績から報告書で成果が分かるようにすることと、継続して指標と報告書の見直しを繰り返しながらPDC Aサイクルを回すように努める。 (福祉課)</p>
<p>(2) 地域福祉コーディネーター設置事業については、地域福祉コーディネーターの業務が地域づくり、ボランティア育成、福祉教育、有償福祉サービス等と多岐にわたり複雑なため、現場のコーディネーターが自分たちで業務を構築しやすいように、主管課として期待する事項を明らかにすること。</p>	<p>(2) 地域福祉コーディネーターの業務は多岐にわたっており、非常に煩雑な日々のなかで専門性を生かした活動に取り組んでおり、ベースとなる目指すべき姿は、市と社会福祉協議会が一緒に策定した地域福祉計画・地域福祉活動計画で共有されている。コーディネーターが自分たちで業務の構築ができるよう、令和4年度の委託契約書に福祉課として期待する事項を明記し、双方で確認を行う。 (福祉課)</p>